

平成 31 年
10 月 1 日～

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成 28 年 4 月
国 税 庁
(平成 28 年 11 月改訂)

| | |
|----------------|---|
| 軽減税率制度の実施時期 | 平成 31 年 10 月 1 日（消費税率の引上げと同時） |
| 消費税率等 | 標準税率は 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） (注) 地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22 |
| 軽減税率の対象品目 | ① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの） |
| 帳簿及び請求書等の記載と保存 | <ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>(注) 1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成 35 年 10 月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p> |
| 税額の計算 | <ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。 |

＜消費税率の引上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されたことに伴う改正点＞

| 内容 | 改正前 | 改正後（平成 28 年 11 月改正） |
|-------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 軽減税率制度の実施時期 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 平成 31 年 10 月 1 日 |
| 区分記載請求書等保存方式の適用期間 | 平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日 |
| 適格請求書等保存方式の導入時期 | 平成 33 年 4 月 1 日 | 平成 35 年 10 月 1 日 |
| 税額計算の特例の対象者 | 中小事業者以外の事業者も対象 | 中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更 |

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方

- 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- 軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- 発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- 申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

- 軽減税率の対象となる品目
 - 帳簿及び請求書等の記載と保存
 - 税額計算の特例
- をご覧ください。

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 軽減税率の対象となる品目
 - 帳簿及び請求書等の記載と保存
- をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

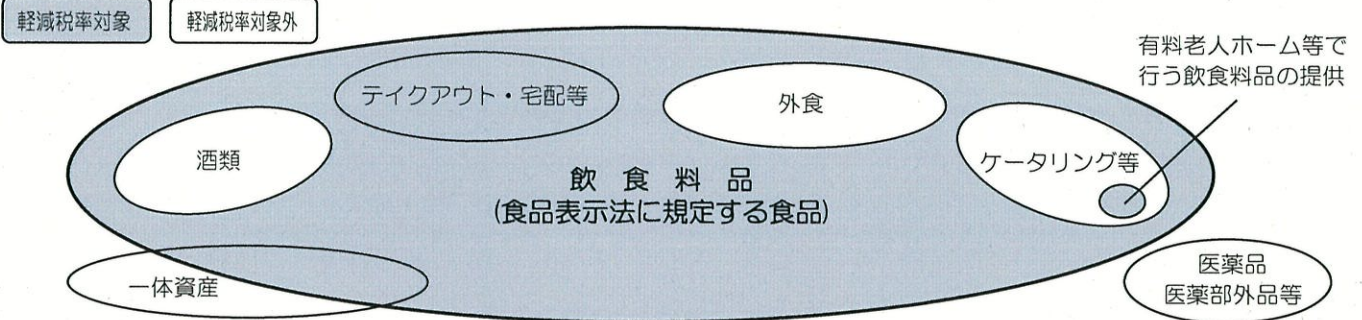
詳細は次ページ

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

| | |
|------------|---|
| 飲食料品 | 飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。 |
| 外食 | 飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供 |
| ケータリング等 | 相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの |
| テイクアウト・宅配等 | 飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象 |
| 一体資産 | おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象） |

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

| 期間 | 帳簿への記載事項 | 請求書等への記載事項 |
|--|-----------------------------------|--|
| 平成31年9月30日まで 【現行制度】 | 課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額 | 請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称 |
| 平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 | （上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨 | （上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能 |

(注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成31年11月分 87,200円（税込）

| | | |
|-------|--------|-----------------|
| 11/1 | 牛肉 ※ | 5,400円 |
| 11/3 | 小麦粉 ※ | 2,160円 |
| ... | ... | ... |
| 11/27 | しょうゆ ※ | 3,240円 |
| 11/30 | ビール | 6,600円 |
| | 合計 | 87,200円 |
| | | (10%対象 44,000円) |
| | | (8%対象 43,200円) |

△△(株)

「※」は軽減税率対象品目であることを示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

（参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。